

口蹄疫発生に伴う対策についての申し入れ（第一弾）

平成二十二年四月二十二日

自由民主党政務調査会

農 林 部 会

畜産酪農対策小委員会

宮崎県児湯郡都農町の繁殖牛農家及び、同川南町の酪農・肉用牛複合経営農家・同町の肉用牛肥育農家の飼養牛に、家畜伝染病である口蹄疫の疑似患畜が確認されたことについて、これ以上の蔓延はわが国畜産の崩壊につながりかねない非常事態であることから、左記の事項の実現を図るよう、強く申し入れる。

記

（防疫関係）

- 一、 汚染の拡大ならびに海外からの侵入を阻止するための、畜舎・車両等に対する消毒や動物防疫措置など防疫対策を徹底すること。
- 二、 万一の蔓延防止のため、ワクチンの追加備蓄をすること。
- 三、 口蹄疫のウイルス性感染症を効果的に抑制する消毒薬の確保に務めること。
- 四、 安全な稲わらの確保に、十分な助成を行うこと。

（共通事項）

- 五、 発生農場の疑似患畜の殺処分・埋却について、家畜伝染病予防法を改正し、全額国庫で行うこと。更に経営再建のための支援を行うこと。
- 六、 移動制限のため出荷できない牛や豚にかかる飼料代を、全額国が補てんすること。
- 七、 出荷の延期等にもない経営継続に支障が生じないように、日本政策金融公庫より、無利子の運転資金の融資を行うこと。
- 八、 搬出制限区域内において、子豚や子牛が施設の収容能力を超え、緊急的な簡易畜舎を設置をする場合、建設費用の全額を補助すること。また、その場合、農地法など許可の規制緩和も緊急避難的に認めること。
- 九、 移動制限区域外の農家が、と畜場の閉鎖により遠方のと畜場に搬入する場合、輸送費を全額補助すること。
- 十、 肉用子牛補給金の交付要件である譲り受けに係る子牛の月齢要件を、「二ヶ月齢未満」から延長すること。

(繁殖牛関係)

- 十一、子牛価格が下落した場合、基準価格と販売価格の差額を全額補てんすること。
- 十二、市場価格低迷時において農家が肉用子牛を自家保留した場合、助成措置を講じること。
- 十三、農協等が地域内肥育等のために肉用子牛を導入した場合、助成措置を講じること。

(肥育牛関係)

- 十四、市場閉鎖解除後に子牛を一括購入する場合、日本政策金融公庫より、無利子の融資を行うこと。
- 十五、肉用肥育経営安定対策事業の助成要件である「十二ヶ月齢未満の肥育もと牛の導入」の月齢要件を、移動制限等により市場開催が中止・延期された地域から導入された子牛に限って緩和すること。
- 十六、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マル緊）の生産者拠出金の支払いを猶予するとともに、特例措置として減額すること。

(酪農関係)

- 十七、移動制限のためやむを得ず自家保留する農家の、経産牛肥育（四ヶ月以上肥育）とヌレ子哺育（一ヶ月以上哺育）に対して奨励金を交付すること。

(養豚関係)

- 十八、収容しきれなくなった子豚の淘汰に対する助成措置を講じること。
- 十九、搬出制限地域内の養豚農家が出荷適齢期を超える肉豚（枝肉重量85キ<sub>ロ</sub>以上）を出荷した場合、助成措置を講じること。

(市場関係)

- 二十、家畜市場再開時に市場のPR等を行う場合、助成措置を講じること。
- 二十一、家畜市場再開時に宮崎県の家畜市場から肉用子牛を購入した場合に、購買者に対し、輸送費の助成措置を講じること。

(関連産業)

- 二十二、影響を受ける中小の食肉処理業者、食肉販売業者、運送業者などに対し、日本政策金融公庫より、無利子の運転資金の融資を行うこと。

(風評被害対策)

- 二十三、 疑似患畜の風評による被害等を最小限に留める対策として、消費者へ向けた広報活動を展開すること。
- 二十四、 流通業者、小売業者に対して、現在流通している宮崎県産の食肉、牛乳等は、家畜衛生上及び食品衛生上安全性に問題ない旨を徹底するとともに、円滑な取引を行うよう指導すること。
- 二十五、 消費者に対する宮崎県産畜産物等の安全性をPRするため、宮崎県等が行う新聞における意見広告の掲載、折り込みチラシの配布、小売店等に対するリーフレットの配布等に対する助成措置を講じること。
- 二十六、 風評被害が発生しないよう、マスコミには正確な情報を提供すること。

(その他重要対策)

- 二十七、 県及び市町村が独自の対策を講ずる場合、財政的な支援を制度化すること。
- 二十八、 ウイルス名の決定に当たっては、発生地地名が特定されないよう配慮すること。
- 二十九、 家畜市場及びと畜場の経営に充分配慮し、支援策を講じること。
- 三十、 人工授精師の回転率の低下に係る経費の増加と収入源にも充分配慮すること。
- 三十一、 酪農ヘルパー及び乳牛検定員の収入減にも充分配慮すること。
- 三十二、 輸出が出来なくなり余剰となった豚原皮の処理等に対する助成措置を講じること。
- 三十三、 以上の対策は、搬出制限地域内の農家等にかかわらず、自主的にセリ市場の開催を自粛する地域の農家にも同様の対策を講じること。

以上